

# 避難確保計画に関する 届出について

危機管理室

# ○避難確保計画とは

- **水害**や**土砂災害**が発生するおそれのある**要配慮者利用施設**における、利用者の円滑かつ迅速な**避難の確保**を図るために必要な事項を定めた計画
- 要配慮者利用施設の定義  
**高齢者**、**障がい**のある方、**児童**や**乳幼児**など防災上配慮を必要とする方が利用する施設 → 保育施設も含まれます
- 計画作成の対象となる施設  
**浸水想定区域**（水防法）にある施設  
**土砂災害警戒区域**（土砂災害防止法）にある施設

# ○施設の義務

- 避難確保計画の作成
- 作成した避難確保計画の報告
- 避難確保計画に基づく訓練の実施
- 訓練の実施報告

# ○避難確保計画の作成

- 水害や土砂災害が発生するおそれがあるとき、利用者の円滑かつ迅速な**避難の確保**を図るために必要な**防災体制**や**訓練**などに関する事項を定めた計画

(参考) <https://www.city.himeji.lg.jp/anzen/0000004087.html>

- 避難確保計画が実効性あるものとするためには、**施設管理者**等の皆さまが**主体的**に作成いただくことが重要

- 報告方法

持参、郵送、メール ([kikikanri@city.himeji.lg.jp](mailto:kikikanri@city.himeji.lg.jp))

# ○避難訓練の実施

- 避難確保計画に基づいて避難訓練を実施することが義務づけられています。（原則として**年1回以上**実施しましょう）
- 訓練後は振り返りを行い、避難確保計画の**見直し**を行いましょ  
う。

- 報告方法

姫路市オンライン手続きポータルサイト

<https://lgpos.tkc.asp.lgwan.jp/cu/282014/ea/residents/procedures/apply/1/061ccb9b-5d7f-4947-9374-52cbe4c7c07c/detail>

※訓練実施後、1週間程度で報告してください。

# ○市町村長の助言・勧告

- 避難確保計画や避難訓練に関して市町村から必要な**助言・勧告**を受けることができます。

- 問い合わせ先

危機管理室 危機対策担当

〒670-0940

姫路市三左衛門堀西の町3番地

姫路市防災センター5階 姫路市危機管理室

079-223-9596 mail : [kikikanri@city.himeji.lg.jp](mailto:kikikanri@city.himeji.lg.jp)